

「共助の社会づくり推進指針（仮称）」の概要について

（１）背景

- 少子高齢化、個人の価値観の多様化・複雑化が進む一方で、国や自治体の財政は逼迫し、多様化する住民ニーズに行政だけで対応することが困難になっている。
- 自治会組織率も低下しており、人口減少、高齢化の進展と相まって、地域コミュニティ機能の低下も懸念されている。
- 一方、ボランティア・NPO活動は、阪神・淡路大震災（平成7年）や特定非営利活動促進法の施行（平成10年）をきっかけに広がり、本来、地域や家庭が持っていたささえあい、助け合うといった機能の低下を補うものとして注目されるとともに、新たな公共サービスの供給主体として期待されている。
- これからは、県民一人ひとりが、地域の課題を自らのこととして興味や関心を持ち、その個性や能力を発揮しながら、主体的に地域社会づくりに関わっていくことが求められている。
- また、地域コミュニティ、NPO・ボランティア、企業、行政などの各セクターが、それぞれの役割分担のもと、地域社会づくりの重要な担い手として、地域社会の「公」を主体的に担うことが期待されている。
- さらに、県民の自主的な活動や、各セクターの主体的な活動に加え、各セクター間の参画と協働の促進を図る必要がある。

（２）策定の趣旨

- 県民の誰もが、地域社会の担い手として、NPO・ボランティアや地域コミュニティなどの活動に積極的に参加し、お互いに助け合い、心豊かに過ごせる「共助の社会づくり」を進めることが必要である。
- 現行の「共助の社会づくり推進プラン」の基本理念を継承し、共助の社会づくりに向けた施策の方向性を明確にするための**新たな指針**を策定する。
- 計画期間は設けず、今後、県の進むべき方向を示す指針とし、社会経済情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行う。

(3) 基本理念

共助の社会とは、誰もが、地域社会の主体的担い手として、自主・自立の精神のもと、その個性や能力を発揮し、ともに手を携え、ささえあい、助け合える社会、すなわち「自分でできることは自分で、一人でできないことは地域や仲間、そしてみんなで」解決できる、温もりとuringおいに満ちた心豊かにすごせる社会である。

その実現のため、県民や地域コミュニティ、NPO、企業、行政などの各セクターがそれぞれの役割分担のもと、地域社会の「公」を主体的に担うとともに、各セクター相互の参画と協働、さらには県民の行政への参画によるささえあい、助け合える社会づくりを目指すもの。

(4) 施策の方向性（共助の社会づくりに向けた基本方針）

● 共通方針

- ① 個人やそれぞれの活動主体の自主性や多様性を尊重
- ② 側面的支援を中心とした施策展開
- ③ 各行政分野における横断的な施策、地域での連携を進めるための施策の推進
- ④ コミュニティ施策については、市町の自主性を尊重

● 個別方針

- ① 共助の意識啓発
- ② ボランティア・NPO活動の促進
- ③ 地域コミュニティの活性化
- ④ 企業の社会貢献活動の促進
- ⑤ 県民や各セクターとの協働の促進
- ⑥ 県政への県民参画の促進
- ⑦ 市町との連携・協力

(5) 施策の推進

県（各課）は、新たな推進指針に沿って、社会の状況に合わせた施策を展開するものとし、その取組みについては定期的に状況把握する。

(6) 個別方針の考え方

1 共助意識の啓発

《現状・課題》

(1) 啓発活動の実施

- ・ ボランティア・NPOに関するイベントや障害者福祉、国際交流、男女共同参画などテーマ別のイベント開催により、団体相互の交流や共助意識の啓発が行われている。
- ・ HPやメールマガジンなどによる情報発信により、共助意識の醸成を図っている。
- ・ 報道機関を通じた啓発にも取り組んできた。
- ・ 共助についての理解は進んだが、具体的な行動に繋がるまでには至っていない。また共助の必要性について理解していない者や意識の低い者にどう働きかけるかが課題である。

(2) 学校教育における啓発

- ・ 子どもの頃からボランティア活動に関わることにより、共助意識の醸成を図っている。
- ・ 学校教育が地域住民に活動の場を提供することで、地域の共助意識の高揚に繋がっている。

《方針》

(1) 啓発活動の実施

- ・ イベントの開催やITを活用した啓発とともに、紙媒体など様々な広報媒体を活用した啓発やボランティア・NPO活動を通じての普及・啓発などを今後も継続して実施する。
- ・ 共助の必要性について理解していない者や意識の低い者に対する啓発や、具体的な行動に繋がるような啓発については、特に実施形態に工夫しながら啓発活動を実施する。

(2) 学校教育における啓発

- ・ 学校教育とは引き続き連携を図りながら、子どもの頃からの共助意識の啓発に取り組む。

【参考指標】

- ・ ホームページ「共助ネットかがわ」アクセス数
83,649件(平成22年10月末日現在)
- ・ ホームページ「共助ネットかがわ」メールマガジン登録者数
293名(平成22年10月末日現在)
- ・ ホームページ「共助ネットかがわ」登録団体数
233団体(平成22年10月末日現在)
- ・ 学校支援ボランティア登録者数
3,598名(平成22年4月1日現在)

2 ボランティア・NPO活動の促進

《現状・課題》

(1) 参加のきっかけづくり

- ・ かがわ長寿大学やかがわ県民カレッジにおける講座の開設などにより、県民のボランティア・NPO活動への参加促進に取り組んでいる。
- ・ 「NPOネットワークプラザ」やHP「共助ネットかがわ」やメールマガジンなどにより、活動情報の収集・提供に取り組んでいる。
- ・ 県政世論調査の結果によると、活動に関心がある者の割合は半数を超えているが、実際に活動している者の割合は低く、活動に参加したことがない理由として「時間的な余裕がない」「きっかけや機会がない」などがあげられている。しかし、今後のボランティア・NPO活動の実施意向については、約半数の県民が「機会があればしたい」と回答している。

(2) 活動のひろがりづくり

- ・ ボランティア活動の顕彰制度の運用を通じて、活動の活発化と全県的な広がり機運を高め、社会的な認識の向上を図っている。
- ・ それぞれの活動分野において、人材確保や育成のための研修や講座が開催され、活動に携わる人材の育成が図られている。
- ・ NPOの活動資金確保のための仕組み(香川県NPO基金制度)を構築し、個人や企業からの寄附金をNPOの活動資金として助成しているが、寄附金額は漸減傾向にある。

《方針》

(1) 参加のきっかけづくり

- ・ 今後も、情報収集・提供を行いながら、ボランティア・NPO活動への参加を呼びかけていく。
- ・ 活動に関心がありながら、具体的な活動に繋がっていない層に対する働きかけを実施する。

(2) 活動のひろがりづくり

- ・ それぞれの活動分野における人材育成に関しては、多様な人材育成事業を相互連携させながら、より一層の人材育成を図る。
- ・ 香川県NPO基金制度のPRに努め、より一層の活用を図る。

【参考指標】

・ NPO法人数	260 法人 (平成 22 年 12 月末現在)
・ ボランティア活動人数	37,003 名 (平成 21 年度社協調査)
・ ボランティア活動保険加入者数	22,304 名 (平成 21 年度社協調査)
・ ボランティア活動顕彰数	19 団体、11 個人 (平成 13 年度～平成 22 年度)
・ 点訳・音訳奉仕員養成者数	点訳 157 名 音訳 120 名 (平成 21 年度末現在)
・ 手話奉仕員養成者数	489 名 (平成 21 年度末現在)
・ 手話通訳者養成者数	57 名 (平成 21 年度末現在)
・ 要約筆記奉仕員養成者数	294 名 (平成 21 年度末現在)
・ 栗林公園ボランティアガイド数	103 名 (平成 22 年 4 月 1 日現在)
・ 香川県 NPO 基金補助金交付実績団体	延べ 15 団体 (平成 20 年度～平成 22 年度)
・ ボランティア・NPO活動に関心のある者の割合	58.2% (平成 22 年度県政世論調査)
・ ボランティア・NPO活動経験者の割合	36.3% (平成 22 年度県政世論調査)

3 地域コミュニティの活性化

《現状・課題》

- ・ 地域での連帯意識や相互扶助の対する意識の希薄化により、自治会組織率は低下している。
- ・ 防災や防犯、福祉活動などの分野で、地域活動リーダーの養成や資質の向上を図っている。
- ・ 市町からは、単位自治会の再生が不可欠で、加入しやすい環境づくりや、地域の社協やNPOなどとの連携が必要との意見があった。
- ・ 自治会活動が停滞する中で、活発化したものとしては防災活動があげられており、明確な地域課題に対して主体的に活動するという動きも見られる。
- ・ 地域通貨の普及促進のためのモデルシステムの検討を行ったが、実際に取り組む機運の盛り上がりには繋がらなかった。

《方針》

- ・ 地域コミュニティ活性化のための市町に対する支援(研修会・講習会等)を行う。
- ・ 地域コミュニティの活性化に繋がる地域の活動リーダーの養成や資質の向上に取り組む。
- ・ 地域コミュニティ活性化のためには、NPOや地域団体(社協など)との交流・連携を促進する。

【参考指標】

- ・ 自治会組織率 71.7% (平成 22 年調査)
- ・ 自主防災組織数 2,707 団体 (平成 22 年 4 月 1 日現在)

4 企業の社会貢献活動の促進

《現状・課題》

- ・ 企業の社会貢献活動を誘発するような制度の創設には至っていない。
- ・ 企業の社会貢献活動をPRする取組みや、地域コミュニティ・NPOなどと企業との情報交換の場の設定が必要である。
- ・ 現在、79 施設において指定管理者制度が導入されており、そのうち 60 施設は公募によるものである。

《方針》

- ・ 企業が社会貢献活動に取り組みやすい環境づくりに努める。
- ・ 企業などのコミュニティビジネスへの参入促進のための支援に取り組む。
- ・ ボランティア・NPOや地域コミュニティなどと企業との情報交換、交流の場を設けることにより相互の連携を促進する。

【参考指標】

- ・ 指定管理者制度導入施設数 79 施設（平成 22 年 4 月 1 日現在）

5 県民や各セクターとの協働の促進

《現状・課題》

(1) 県民や他セクターとの協働の促進

- ・ 様々な分野でNPOや地縁団体との連携事業が行われ、地域の課題解決のための取り組みが行われている。
- ・ 財政事情の厳しさから、予算の削減等が行われているが、それぞれ創意工夫して事業を継続している。
- ・ 相互の協働を進めるためには、相互が知り合い、情報交換・交流などを行う場が必要である。
- ・ 交通安全、青少年健全育成、環境、健康づくり、地産地消などの様々な分野の課題解決に向け、行政と県民や企業などが連携・協力して行う県民運動が実践されている。

(2) 職員の意識改革

- ・ 職員に対し、協働の必要性等について周知を図ることで、協働意識の高い職員の育成が図られた。
- ・ モデル事業として取り組んだ「提案型協働事業」により、庁内に協働事例が生まれ、事業を通して協働を理解する機会が得られた。

《方針》

(1) 県民や他セクターとの協働の促進

- ・ 地域の課題解決のためには、他セクターとの協働に引き続き取り組む。
- ・ 協働を進めるためには、その相手方となるセクター同士が知り合い、情報交換や交流できる場を提供する。
- ・ 県民運動は、共助の社会づくりを進めるため、今後も活性化を図る。

(2) 職員の意識改革

- ・ 協働意識を持つ職員数がより一層増えるよう、引き続き研修などに取り組む。

【参考指標】

- ・ eラーニング「NPOと行政との協働に関する基礎講座」修了者数
1,092名(平成22年11月14日現在)
- ・ 提案型協働事業実施数
19件(平成15年度～平成19年度)
- ・ 協働推進研修(職員研修)参加者数
412名(平成15年度～平成22年度)
- ・ 県民運動数
11活動(平成22年3月現在)

◎主な県民運動

- ルールとマナーみんなですすめよう香川の交通安全運動(交通政策課)
- みんなで子どもを育てる県民運動(県民活動・男女共同参画課)
- 県民参加の森林づくり運動(みどり整備課)
- 健やか香川21県民会議(健康福祉総務課)
- かがわ地産地消運動(農政課)

6 県政への県民参加の促進

《現状・課題》

(1) 広聴広報制度の積極的活用

- ・ 知事への手紙、県政モニター、HPの活用、パブリックコメント制度の充実などにより県民からの意見聴取を実施している。

(2) 県政情報の公開の推進と提供の充実

- ・ 情報公開制度や広報制度の活用により、積極的な情報提供に努めている。

(3) 審議会等への県民参加の推進

- ・ 3つの審議会において委員の公募が行われている。

《方針》

(1) 広聴広報制度の積極的活用

- ・ 県民の意見を聴く制度として確立された制度を、今後とも積極的に活用し、県政への県民参画を促進させる。

(2) 県政情報の公開の推進と提供の充実

- ・ 情報公開制度や広報制度の充実により、県政の透明性を高め、県政への県民参画を促進させる。

(3) 審議会等への県民参加の推進

- ・ 審議会等は、設置の趣旨や目的を踏まえて、様々な分野から適任者を選任する。

【参考指標】

・ パブリックコメント制度活用数	102 件（平成 15 年度～平成 21 年度）
・ 情報公開請求件数	1,371 件（平成 21 年度）
・ 県政出前懇談会	143 テーマ（平成 22 年度）

7 市町との連携・協力

《現状・課題》

- ・ 18年度まで市町との連絡会を開催していたが、現在は行われていない。
- ・ 市町担当窓口は設置されているが、相互のつながりは薄い。
- ・ 市町からは、相互に情報交換などを行う場の設定を求める意見があった。

《方針》

- ・ 市町との情報交換の場を開催することにより、市町との連携・協力を強化する。
- ・ 市町の主体的な取り組みに対して、取り組み事例の紹介や助言など、側面的な支援を行う。

【参考指標】

- ・ 市町担当窓口設置数 17市町（全市町）